

より、低コストで省力的な果実生産体制の整備を推進する。また、冷温高湿貯蔵技術を用いた貯蔵及び出荷調整の実証、IT（情報通信技術）を活用した新たな流通形態の構築等により、果実流通の省力・低コスト化を推進する。

- ② 園地の条件、農業者の栽培管理の実態及び選果段階で測定される果実品質等を総合的に分析し、一層の高品質化に向けた栽培管理技術を処方する高度品質管理の導入・実践、消費者ニーズに即した販売形態への対応等により、「ブランド・ニッポン」果実の生産・供給体制整備を推進する。

キ 畜産物

基本計画の実現に向け、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」、「飼料増産推進計画」等に則して施策を的確に実施する。

- (ア) 牛肉の輸入等需給事情の変化に対応するため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を引き続き実施する。

- ① 肉用子牛生産の安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための畜産業振興事業に対する補助等に充てるための交付金を独立行政法人農畜産業振興機構に対して交付する。

- ② 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等にかかる畜産の振興に資する施策を実施する。

- (イ) 効率的で生産性の高い畜産経営を育成する観点から、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主的な創意工夫を活かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興を図るため、以下をはじめとする「畜産振興総合対策事業」を実施する。

- ① 地域の核となる協業法人経営体の育成、農協等や協業法人経営体による離農跡地及び後継者不在農家における施設等の条件整備、新規就農促進を引き続き推進するとともに、酪農経営における育成部門の外部化を推進する。

- ② 酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等の支援組織の積極的活用の推進、既存の支援組織の統合により地域全体として効率的な作業受託を行う地域畜産支援センターの設置等に対する体制整備、高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導・ITを活用した有機畜産物等にかかる情報交流システムの整備等を地域一体となって推進する。

- ③ 特に和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、和子牛生産の基盤拡大及び生産性の向上等、生産構造の改革を総合的に推進する。

- (ウ) 配合飼料価格が大幅に上昇した場合に、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定を図るため、配合飼料価格安定対策に基づく異常補てん金等を交付する。

- (エ) 学校給食の場を通じて、児童・生徒の牛乳の飲用習慣の定着を図ることにより、牛乳の消費拡大に資するため、学校給食用牛乳供給事業を推進するとともに、消費者に対して、牛乳・乳製品がもつ豊富な栄養分についての知識の普及を図る。

- (オ) 以下の取組を行うため、独立行政法人家畜改良センターに対して、運営費交付金等を交付する。

- ① 受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖

- ② 飼料作物の種苗の生産・配布
- ③ 畜産新技術の実用化
- ④ 畜産技術者の養成と海外協力
- ⑤ 家畜改良増殖法に基づく種畜検査
- ⑥ 家畜個体識別システムの運営

ク 甘味資源作物

てん菜及びさとうきびの効率的かつ安定的な生産に取り組むため、甘味資源特別措置法に基づき指定された生産振興地域を対象として、価格対策を講ずるとともに、次の諸対策を実施する。

(ア) てん菜

- ① 直播栽培技術の確立・普及や高性能農業機械の導入を図り、省力・低コスト化を推進する。
- ② 高品質で安定的な生産体制を整備するため、高糖性品種の育成・普及、土層改良等排水性及び作業効率の改善に向けた土地基盤整備、共同利用施設・機械の整備等を実施する。

(イ) さとうきび

- ① 担い手農家への農地利用集積を図るとともに、農作業受託組織の活用やハーベスター等の導入による機械化一貫体系の推進に取り組み、省力・低コスト生産体制を整備する。
- ② 高品質で安定的な生産体制を整備するため、優良品種の育成・普及、畑地かんがい施設の整備等を実施する。また、側枝苗等の新種苗増殖技術を活用し、優良種苗の早期かつ効率的な生産・普及を推進する。
- ③ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行う。

ケ 茶

各産地の特色を活かした茶産地の育成を支援するとともに、需要の動向に応じつつ、計画的な生産を推進する。具体的には、新品種の導入を含む茶園の改植、基盤整備、立地条件に即した機械化体系の導入、高性能製茶機械や新技術の導入等により、省力、低コスト、高品質で安定的な生産を推進する。

コ 飼料作物

飼料自給率の向上、生産コストの低減と経営の安定化等を図るために飼料作物の生産が重要であるが、近年飼料作物の作付面積や単収が横ばい傾向にあること等から飼料作物生産量は伸び悩んでいる。このため、飼料作物生産の拡大に向け、水田における飼料生産を強力に推進するなどの以下の施策を実施する。

(ア) 「飼料増産推進計画」等の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動を開しつつ、以下の取組等を支援する。

- ① 既耕地等の農地利用集積等を通じた自給飼料基盤の強化
- ② 飼料生産の組織化・外部化
- ③ 水田における稻発酵粗飼料等の作付拡大、飼料用国産稻わらの利用拡大
- ④ 日本型放牧システムの確立等を図るための条件整備

- ⑤ 地域の状況を踏まえた粗飼料多給型の安全・安心な畜産物生産体制の構築
 - ⑥ 飼料増産に向けた技術・営農実証
 - ⑦ コントラクター等を核とした自給飼料の生産からTMRの調製
 - ⑧ 水田地域における繁殖経営の育成や水田地帯で生産された飼料の広域流通
- (イ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、担い手への草地基盤の利用集積や畜産主産地の再編整備を通じた畜産担い手の育成、草地の管理機械の大型化への対応、中山間地域における未利用地等の畜産的利用を推進し、草地等の生産基盤の整備を実施する。

サ 花き

近年の花き需要の横ばい、業務用から生活用への需要の変化、輸入量の増加等の状況を踏まえ、「花き産業振興方針」に則した以下の施策を推進する。

- (ア) 多様で個性豊かな花きの開発・普及の推進
- 産地独自品種の育成や優良種苗の供給体制の整備等により、地域の特性を活かした花きの開発・普及を推進する。
- (イ) 生産・流通の合理化の推進
- ① コールドチェーン（低温流通）体制の整備等の推進、生産性の高い栽培技術や鮮度保持技術等の導入により、パケット低温流通の普及・定着を図り、高鮮度で日持ちの良い切り花を中心とした「ブランド・ニッポン」花きの生産供給体制の確立を推進する。
 - ② 作業の自動化・共同化、先端的技術・新品種導入等により、低コスト花きの周年供給体制の確立を推進する。
 - ③ 多様な消費者ニーズに対応した特色のある供給体制（多品目少量生産、独自品種による産地化、加工による高付加価値化、地産地消等）の確立を推進する。
 - ④ 環境負荷低減への社会的要請等に対応するため、低コスト・循環型花きの認証制度確立のための環境整備を推進する。

(ウ) 生活に密着した花きの需要拡大

潤いと安らぎのある生活の実現のため、花きの普及や消費者との交流活動等を行うとともに、日持ちの良い切花供給を推進するため、日持ち保証システムの検討を行う。

シ その他地域特産物等

こんにゃくいも、そば、繭をはじめとする地域特産物や雑豆等については、品質や加工度の向上等による新たな付加価値の創出、機能性に着目した新規用途開拓、新技術・新品種の導入等により、産地の特色を活かした農産物供給体制の確立を図る。また、その支援のために必要な情報提供等を行う体制を整備する。あわせて、機械化・省力作業体系の導入、契約栽培の推進等によって生産・流通を通じた高コスト構造の是正を推進する。

特に、いぐさ・畳表については、輸入品との徹底した差別化を図ることを基本に産地の構造改革を推進することとし、高品質畳表の生産に重点を移し、生産から流通・消費にわたる各種取組を行う。

3 食料の需給に関する動向把握と情報提供

食料自給率及びその構成要素である食料消費、農業生産等の動向を検証し、現状を国民にわかりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、「食料自給率レポート」を作成・公表する。

また、国民に対して、国内外の食料需給動向等について的確な情報提供を行う。

II 食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全・安心の確保

(1) リスク評価の的確な実施

食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に基づき、厚生労働省、農林水産省等から要請を受け、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価（食品健康影響評価）を行う。

なお、食品安全委員会は、国内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析または国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

(2) 消費者等とのリスクコミュニケーション

食品安全性の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするための取組を引き続き推進する。

(ア) 食品安全委員会

食品健康影響評価の結果等について、関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行う。このため、ホームページ等を通じて情報を提供するとともに、関係行政機関とも連携を図りつつ、消費者、食品関連事業者等関係者の参加による意見交換会等を実施する。また、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションに関する事務の調整を行う。

(イ) 厚生労働省

食の安全等に関する施策について、消費者をはじめ、関係者に対してわかりやすく説明するとともに、意見を聴取するための意見交換会等を開催するなど、消費者等とのリスクコミュニケーションの充実を図る。また、消費者等の关心や意識等を踏まえたリスクコミュニケーション手法の開発等を行う。

さらに、食品の規格基準の設定や監視指導計画の策定等に際し、その趣旨、内容等を公表し、広く国民等の意見を求めるとしており、それ以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民等の意見を求めるとしている。

(ウ) 農林水産省

① 食品の安全性の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、個別の施策ごとに「食品に関するリスクコミュニケーション」を開催するなど関係者と意見交換を行い、施策への意見の反映を引き続き図る。特にそれぞれの地域に根ざした食品安全行政を促進するため、各地域の消費者、生産者、事業者等の関係者との懇談会、意見交換会を行う。

- ② 食品の安全に関する情報の普及を図るため、これら情報をわかりやすく紹介したホームページ開設や一般配布用リーフレットの作成を行う。

(3) 産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

ア 農畜水産物・食品の安全性確保の強化

(ア) 生産資材の適正な使用の推進

農薬、肥料、飼料、動物用医薬品の安全性確保策や農産物等に含まれる有害物質対策の強化等により、安全・安心な農産物の供給を確保する。

① 改正農薬取締法に基づき、農業者、くん蒸を行う農薬使用者等に対する点検等により、適正な農薬使用を推進する。

② 生産量が少ない地域特産農作物（いわゆる「マイナー作物」）等については、使用可能な農薬が限定されるため、作物のグループ化による農薬の登録促進や、一定の経過措置期間内での使用可能な農薬の適用拡大等の措置を推進する。

③ 農薬に類似する資材（「植物活力剤」等）の安全性等を確認・調査し、情報提供とともに、改正農薬取締法に基づき、安全性に問題がない農薬を特定防除資材（特定農薬）として指定する。

④ 農薬の登録状況、使用方法等の情報をデータベース化し、インターネット等により広く情報提供を行う。

⑤ 改正肥料取締法に基づき、使用方法によっては人畜の健康に被害を生ずるおそれのある農産物が生産される肥料を特定普通肥料として指定する。

⑥ 飼料、飼料添加物の基準・規格の設定・見直しを適切に行うとともに、飼料製造工場等への立入検査等により、引き続き飼料の安全性確保を図る。

⑦ 抗菌性飼料添加物について、食品安全委員会の食品健康影響評価結果等に基づき、指定の見直しを行う。また、パンフレットの配布等により、飼料製造業者、農家等に対し、抗菌性飼料添加物の適正使用を徹底する。

⑧ 汚泥肥料等や飼料についての有害物質の調査、分析技術の開発等を実施する。

⑨ 飼料、肥料の基準・規格の施行により、牛のせき柱及び死亡牛を原料とした飼料、肥料の製造等を禁止する。

⑩ 動物用医薬品等の使用基準等の設定に必要な試験・調査等を実施する。

(イ) 産地におけるリスク管理の推進

産地段階における有害物質等のリスク要因を的確に管理するため、産地段階での有害物質の実態調査や土壤汚染防止対策等を行うとともに、産地・生産者が自ら行う有害物質の残留防止のための栽培技術の導入や自主検査機器の整備、より安心な病害虫防除手法の確立等を支援する。

① カドミウム、ダイオキシン、かび毒、アクリルアミド等農産物等に含まれる有害物質の実態を把握するとともに、リスク低減に資する栽培管理技術の実証、リスク管理のための生産ガイドラインの確立・普及、カドミウム等による農用地の土壤の汚染の防止等を図るために客土等を実施する。

② カドミウムやかび毒等の米麦への残留を防止するための栽培管理技術の導入、自主検査機器の整備等及び国内産麦の安全・品質確保に対する生産者団体等の取

組を支援する。

- ③ 過去に埋設処理された残留性有機塩素系農薬の無害化処理を開始する。
- ④ 病害虫発生予察情報に基づく適切な防除の推進、化学合成農薬に過度に依存しない耕種的・物理的防除技術を含めた総合的な防除体系や農薬の飛散防止技術の確立の推進、農産物の見栄えのためのみの農薬使用を低減するための方策の検討等を行う。
- ⑤ 国内農産物の生産実態、気象条件等に対応した実効性のあるGAP（適正農業規範）を構築し、その普及を推進する。

(ウ) 食品の製造・加工、流通における取組の促進

平成15年に改正された食品衛生法の着実な施行による監視・検査体制の強化に努める。また、食中毒等の事故の未然防止及び再発防止対策の一層の強化を図る観点から、事業者における自主的な衛生管理の取組の促進、食品事故等の危害・危険情報を迅速かつ的確に収集し提供する体制の整備等を積極的に行う。さらに、食品製造業におけるHACCP手法等の高度な衛生・品質管理手法の導入の促進を図る。特に、中小企業等におけるHACCP手法導入促進のための環境整備を支援する。また、食品流通の効率化を推進するとともに、食品の安全・安心に対する要請の高まり、消費者ニーズの多様化に対応することにより、生産者・消費者双方の期待にこたえられるよう、卸売市場整備の抜本的な見直し等を実施する。

- ① 国内に流通する食品の安全性を確保するため、食品衛生法の改正により、各地の地域の実情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画を策定する仕組みが設けられたところであり、これに基づき、食品供給行程の各段階における監視指導を実施する。また、都道府県等の監視指導体制を強化するため、人材育成や検査施設の充実を図る。
- ② 食品衛生法の改正により、食品等事業者は、自らの責任において食品の安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保にかかる知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、自主検査の実施に努めることとされた。また、食中毒の拡大の防止を迅速、効率的かつ円滑に実施するため、仕入元の名称その他必要な情報に関する記録の作成及び保存に努めることとされた。これらに伴う食品等事業者の自主的な取組について、引き続き協力を求める。
- ③ 近年の輸入食品の増加等も踏まえ、食品衛生法の改正により、食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等（動物用医薬品、飼料添加物を含む。）が残留する食品の流通等を原則として禁止する措置（いわゆるポジティブリスト制）を改正法の公布後3年以内（18年5月まで）に導入することとされたため、暫定的な基準も含めた必要な基準の設定に関する作業を引き続き進める。
- ④ 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、食品衛生法の改正により、安全性に問題のあるもの等について使用を禁止できる制度が導入されたところであり、既存添加物の毒性試験等を実施し、安全性の確認をさらに進める。

また、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物に

ついて、企業からの指定の要請の有無にかかわらず、国が主体的に指定に向けた検討を行うこととしている。

- ⑤ 健康食品等に関しては、健康増進法に基づく虚偽・誇大表示禁止規定の監視体制を強化するため、16年度より、監視業務の一部を地方厚生局に移管する。
- ⑥ H A C C Pに基づく総合衛生管理製造過程承認制度の適正な施行を通じたH A C C Pの普及・定着を図る。また、H A C C Pの概念に基づき、学校給食施設等における「大量調理施設衛生管理マニュアル」による衛生管理の徹底、と畜場・食鳥処理場の衛生水準の向上等の取組を進める。
- ⑦ 大規模増改築等建造物の新築を行う整備について、H A C C P的な管理が可能な高機能施設（低温化、外気の遮断等）の整備の義務付け（水産物、食肉市場）等を実施する。
- ⑧ 安全で高品質な牛乳等を安定的に供給するため、生乳生産者段階においてH A C C P的手法（乳温管理システム等）の導入をモデル的に推進するとともに、乳业の先進的な製造衛生管理技術の情報収集・提供を行う。
- ⑨ 水産加工場におけるH A C C P導入を加速するため、加工場の衛生管理水準の判定基準を策定するとともに、当該基準により、加工場の衛生管理水準の判定を行う。
- ⑩ 食肉の安全性を確保するため、引き続き、B S Eの全頭検査に努めるとともに、ホームページ等を通じた情報提供を行う。

(エ) 輸入食品の安全性の確保

国内に流通する食品と同様、15年に改正された食品衛生法の着実な施行、食品衛生監視員の増員等による輸入食品の監視・検査体制の強化に努める。

また、政府が輸入する米麦の残留農薬分析、輸出国における農産物のリスク管理対策の状況調査等により、厚生労働省と農林水産省とが連携して輸入食品の安全の確保を進める。

- ① 食品衛生法の改正により、命令検査の対象食品等の政令指定の廃止、国による輸入業者に対する営業の禁止または停止処分の創設、指定検査機関制度の登録制度への見直し及び「モニタリング検査」にかかる試験等への登録検査機関の活用を可能とする規定の創設が行われたところであり、引き続きその着実な実施に努める。

また、輸入食品監視指導計画に基づき、「モニタリング検査」の計画的な実施、輸入者への指導の実施及び輸出国における衛生対策の推進等を図るとともに、検疫所の食品衛生監視員13名の増員を行う。

- ② 政府が輸入する外国産米・麦について、引き続き残留農薬等の分析を行い、安全性確保に万全を期する。
- ③ 国内で販売される輸入野菜等に含まれる残留農薬について、独立行政法人農林水産消費技術センターと地方農政事務所で標本抽出・分析を行う。
- ④ 輸出国における農産物のリスク管理対策の状況調査を実施するとともに、リスク管理関連情報の提供を行う。

(オ) コーデックス委員会への対応強化

国際食品規格の策定を行うコーデックス委員会に対応するためのデータ作成、情報収集・提供、意見交換等を実施する。

イ 家畜防疫体制の強化

生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病的危機管理体制の整備等家畜防疫体制等を強化するとともに、BSE対策特別措置法に基づく24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査（16年度から完全実施）を着実に実施することにより、安全・安心な畜産物の供給を確保する。

(ア) 家畜伝染病予防法に基づく対策の徹底

生産者に対する飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針の周知徹底等により、飼養衛生管理の向上を図る。

(イ) 人畜共通感染症を含む監視伝染病の発生状況の把握

人畜共通感染症等のリスク管理を適切に進めるため、サーベイランス（監視）の実施、新たな診断手法の実用化等を行うとともに、海外でのリスク管理に関する情報収集を強化する。

(ウ) BSE対策の実施

- ① BSE検査キット（器具）の購入費等の支援により、死亡牛全頭のBSE検査を着実に実施する。
- ② 食肉センターにおいて可食内臓等の区分管理のために冷蔵庫、収納庫を整備するほか、特定部位の焼却施設等の整備を推進する。
- ③ 感染源・感染経路の究明については、15年9月に専門家による「BSE疫学検討チーム報告書」が取りまとめられ、その後確認された感染牛についても、飼料の製造・流通の各段階での交差汚染の可能性等について精査していく。
- ④ BSEの感染経路を遮断するため、肉骨粉等について飼料等利用にかかる規制及び輸入検疫措置を徹底する。
- ⑤ 米国におけるBSE発生に関しては、我が国と同様の措置（全頭検査と特定危険部位の除去）が講じられることを基本として協議を行っていく。

(エ) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

徹底した監視を引き続き行うとともに、万一発生した際には、家畜伝染病予防法及び防疫マニュアルに基づき発生農場飼養鶏の殺処分及び汚染物品の焼却、発生農場の周辺地域を対象とする移動制限等による防疫措置を的確に進める。

(オ) 魚類防疫体制の強化

コイヘルペスウイルス病等の魚病のまん延防止を図るため、養殖衛生管理技術者の育成、魚病の調査・研究・指導等を実施する。

ウ 危機管理体制の整備

食品の摂取により人の健康へ重大な被害が生ずることを防止するため、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の連携のもと、緊急事態への対処や発生の防止に関する体制を整備する。

(ア) 食品安全委員会においては、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に基づき、リスク管理機関と連携して、緊急事態が発生した場合における国の対処

のあり方等に関するマニュアルを策定する。また、それにあわせて、食品安全委員会の緊急事態等への対応に関する基本的な事項を定めた「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」を改正する。

さらに、緊急事態の発生の原因となり得る主要な危害要因ごとの個別のマニュアルについても、リスク管理機関と連携して、順次策定する。

- (イ) 厚生労働省においては、食中毒健康危機管理実施要領等を踏まえ、食品危害にかかる危機管理に努める。
- (ウ) 農林水産省においては、食品の安全に関する緊急事態が発生した場合の対応に関する共通事項を定めた「食品安全緊急時対応基本指針」（16年2月公表）に基づいて、緊急事態等の類型に応じたガイドラインの作成等を行う。

(4) 消費者の安心・信頼の確保

ア 食品表示・JAS規格の適正化の推進

JAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境を整備する。

また、定期的に既存のJAS規格を見直すとともに、生産情報公表のJAS規格や有機畜産物のJAS規格等新しいニーズに対応したJAS規格の制定を進める。

(ア) JAS制度のあり方についての検討

JAS法の改正も視野に入れて、「JAS制度のあり方検討会」において、行政改革の観点からの登録認定機関等に対する国の関与のあり方や、社会ニーズに対応した新たなJAS規格の展開方向について検討を進め、16年秋を目途にJAS制度の見直しの方向性について取りまとめを行う。

(イ) 不正を見逃さない監視体制の整備

① JAS法の厳正な運用

不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講ずる。

② 地方農政局等の職員による食品表示の監視・指導

a 地方農政局等に配置した約2千名の食品表示の監視を担当する職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、食品表示の実施状況を監視するとともに、不適正な表示があった場合には改善指導を行う。

b 社会的なニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象に、その表示の根拠まで含めて徹底的な監視・指導を行う。

③ 食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用

独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、加工食品中の遺伝子組換え原材料の混入率検査や農林水産物の品種判別といったDNA分析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術に関する実証研究を行い、公定法（食品衛生法に基づいた検査）を確立するための検討を行う。

また、すでにDNA分析技術が確立している精米、うなぎ等については、DN

A分析技術を活用した品種判別による食品表示の科学的検証を実施する。

④ 消費者の協力を得た食品表示の監視

食品表示110番や食品表示ウォッチャー等、消費者の協力を得て食品表示を日常的に監視する。また、同様の取組を行う都道府県を支援する。

⑤ 食品の表示制度の普及・啓発

食品関係の事業者や消費者からなる協議会を開催し、表示適正化の方策を検討するとともに、消費者、生産者、販売業者等が参加する食品表示に関する意見交換会（食品表示タウンミーティング）を開催し、広く食品表示についての意見交換を行う。また、独立行政法人農林水産消費技術センター及び社団法人食品衛生協会に設置した一元的な相談窓口において、JAS法及び食品衛生法に基づく表示に関する相談に統一的に対応する。このほか、JAS法のみならず食品衛生法等も含めた食品の表示制度について、ポスターやパンフレットの配布、講習会の開催、広告等を通じてその普及・啓発を推進する。

(ウ) わかりやすい食品表示の実現

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般について調査審議を行う。

(エ) JAS規格の見直し

JAS法において5年ごとにすべてのJAS規格について見直しを行うこととされていることを踏まえ、JAS規格が食品等の生産や消費の実態からかい離したものとならないよう、国際的な規格の動向を踏まえつつ、必要な見直しを行う。

(オ) 生産情報公表のJAS規格

農産物について、食品の生産に関する情報が正確に伝えられていることを登録認定機関が認定する生産情報公表のJAS規格の導入について検討を進める。

また、生産情報公表のJAS規格について、検査認証制度講習会等を実施することにより、生産情報を提供することが可能な生産者の認定を促進するとともに、消費者の理解を促進するための情報提供を積極的に実施する。

(カ) 有機畜産物のJAS規格

JAS法に関する調査会において、有機食品に関する国際的な基準であるコードックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の信頼の確保、我が国の家畜の飼養方法等を踏まえた有機畜産物のJAS規格の制定に向けて検討を行う。さらに、有機畜産物のJAS規格を制定するに当たって、有機飼料のJAS規格を制定する必要が生じたことから、別途、有機飼料のJAS規格の制定に向けて検討を進める。

(キ) 有機農産物等の認証の促進

JAS法に基づく適正な表示が付された有機農産物等の普及を図るため、以下の取組を行う。

① 生産者に対して、有機農産物の生産農家のJAS認定の促進を図るため、当該認定に関する実地講習会及び検査認証制度研修会の開催、認定の申請に関する情報提供

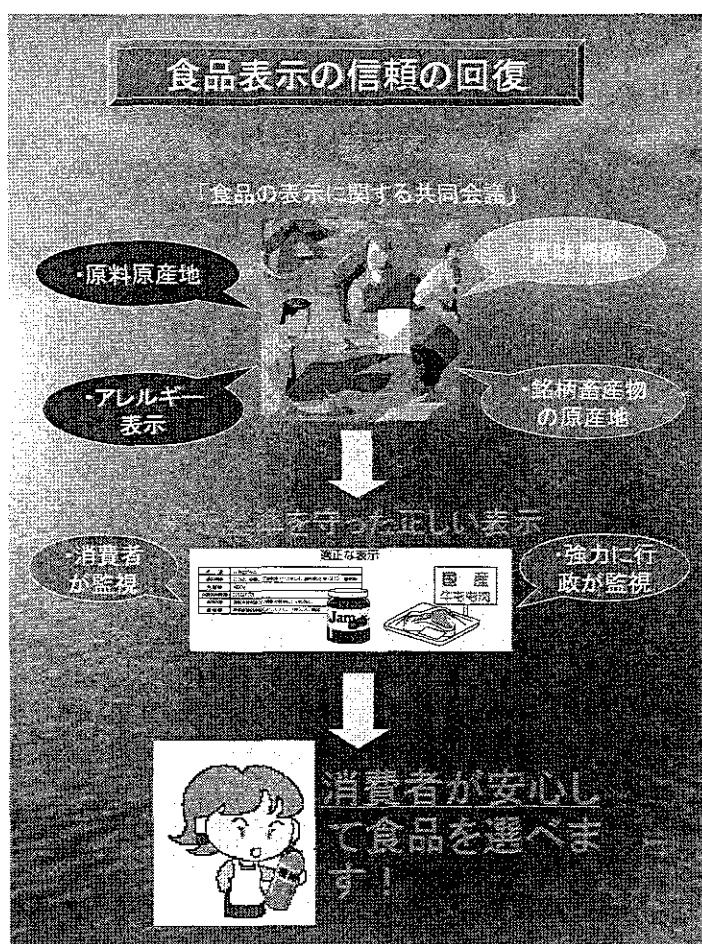
② 登録認定機関に対して、検査・認証制度の信頼を確保するため、検査員・判定

員を対象とした講習会を開催。また、有機畜産物の検査・認証制度を円滑に開始するため、不足している検査員を育成する研修会を開催

③ 消費者に対して、有機農産物に対する理解を深めるためのシンポジウムの開催、広報活動の充実強化

(ク) 特別栽培農産物新表示ガイドラインの普及推進

特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を一定程度減らして栽培するなど特色のある生産方法で生産された農産物）については、改正された「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」により表示の適正化を図っているところである。食に対する信頼が揺らいでいる状況や特別栽培農産物に対する高い関心を踏まえ、消費者等へこの表示ガイドラインの普及・定着を図る。



イ トレーサビリティシステムの確立

原材料調達の広域化や供給過程の複雑化等が進展するなかで、食品事故等が発生した際の被害を最小限に食いとめる観点から、食品事業者のトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）導入ニーズが高まっている。また、BSEの発生や偽装表示事件等により、消費者の食品に対する信頼が揺らぐなかで、生産・流通の履歴等がはっきりとした、安心できる食品を購入したいという消費者ニーズが高まっている。

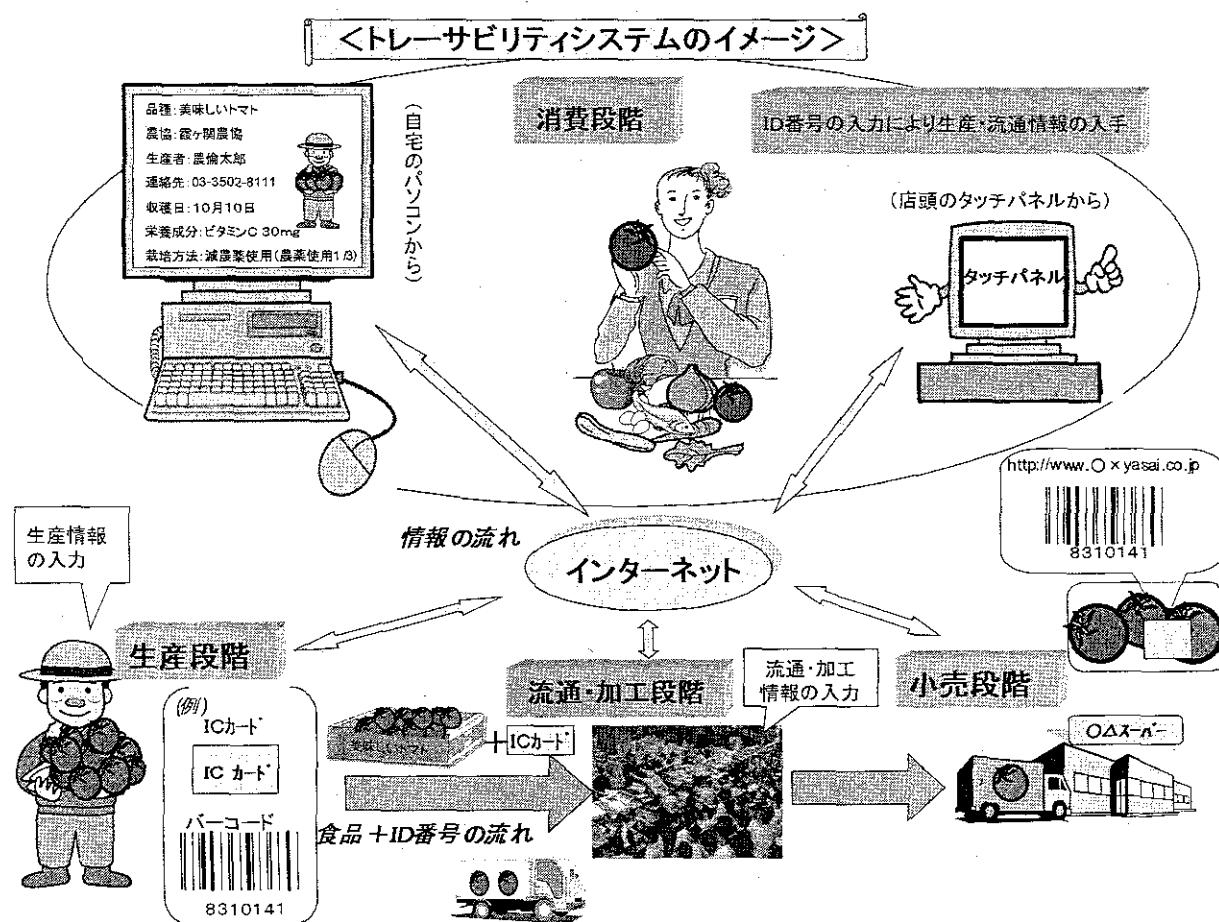
このため、生産者、流通業者の自主的な導入・取組を基本としつつ、生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報が追跡できるトレーサビリティシステムの導入を図る。

(ア) 国産牛肉

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が平成15年12月1日から施行（生産・と畜段階の措置が義務化）され、16年12月1日からは流通段階の措置についても義務化される。このため、耳標の装着や出生等の届出とそれに基づく個体識別台帳（データベース）の整備等生産・と畜段階の措置の確実な実施を図るとともに、枝肉、部分肉、精肉等への個体識別番号の表示と取引の記録等流通段階の措置の適正な実施を推進する。

(イ) 国産牛肉以外の品目

生鮮食品、加工食品等について、実証試験や実態調査等を通じ、それぞれの生産、流通等の実態に対応したモデル的なトレーサビリティシステムを開発するとともに、情報関連機器の整備等により各業界における自主的なシステム導入を推進する。



ウ 「食育」の推進

家庭、教育現場における食育、地域に根ざした食育、体験を通じた食育、食品の安全性に関する食育等を国民運動として総合的に推進する。（詳細は I - 1 (2) に記載）

エ 産地と消費者の信頼を深めるための取組の促進

消費者ニーズに対応した農産物の供給を促進するとともに、消費者の農業や食に対する理解を深め、食の安全・安心の確保や元気な産地づくりにつながる、生産者と消費者の「互いに顔の見える関係づくり」を進めるため、直売所を利用した新鮮な地域産物の販売、伝統的な食材を利用した郷土料理の体験活動等により地産地消等を推進する。

- (ア) 地産地消活動を推進するため、地元消費者のニーズを生産者が把握するための交流活動、消費者による地場産農産物の普及活動等を支援する。
- (イ) 地域ぐるみでのアグリビジネス（生産を核として加工・流通・販売・交流等に取り組む創造的高付加価値農業）の取組に必要となる諸施設の整備に対する支援を通じて、地域農業の担い手の育成等を推進する。
- (ウ) 農業法人等のアグリビジネスへの取組に必要となる諸施設の整備に対する支援を通じて、地域農畜産物の高付加価値化による所得の向上や雇用機会の創出等を推進する。
- (エ) 地域の農業生産者と実需者との連携に必要となる諸施設の整備に対する支援を通じて、地域農産物の安定的な供給体制の確立を推進する。

オ 動植物検疫の着実な実施

- (ア) 動物検疫
家畜防疫官を適切に配置するなど検査体制の整備・強化に努め、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延防止に万全を期す。
- (イ) 植物検疫
我が国未発生、または発生が一部の地域に限定されている重要病害虫に対する侵入警戒・早期防除、我が国未発生病害虫の調査研究の充実、苗木類等の検疫の強化等、的確な植物検疫を推進し、病害虫の侵入・まん延を的確に防止する。

(5) 食の安全・安心を確保するための環境保全の取組

食品の安全に影響を及ぼす有害化学物質について、生産段階における発生や排出の抑制を進めるとともに、環境に優しい生産活動の推進等を通じて、食の安全・安心を確保するための環境保全の取組を推進する。

- (ア) 面的なまとまりをもった先導的環境保全対策実践地区の創出や、環境保全技術体系の確立、硝酸性窒素環境負荷低減対策及び緑肥対策を行い、環境と調和した農業生産方式の確立・普及を図る。
- (イ) 環境負荷低減の観点から農業者が行うべき用水管理やほ場管理等の生産規範について、今後の施策を構築していくうえでの基礎資料を得るために、実施の有無や実施されていない理由等について調査を行う。
- (ウ) 土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施する。
- (エ) 環境に配慮しつつ、より安全・安心な農産物の安定生産に資するため、農薬の飛散防止技術の確立等、病害虫防除における農薬散布に伴う環境リスク低減を推進する。
- (オ) 地域単位での水産物の衛生管理対策の一層の強化を図るため、漁港利用者への意識啓発に努めるほか、清浄海水導入施設、鳥獣等進入防止施設及び岸壁から発生する汚水の浄化施設等の整備等、安全で衛生的な水産物の供給体制を整備する。
- (カ) 農薬取締法に基づく水産動植物に対する毒性にかかる農薬登録保留基準については、農薬による生態系への悪影響の未然防止にかかる取組を強化するため、15年3

月に改正したが、その円滑な施行（17年4月）に向け、登録申請の際に必要となるデータを作成するための試験法の整備等の体制づくりを進める。

（6）研究開発の充実

食の安全・安心の確保に必要な新技術の開発を推進するため、食品表示項目の検証手法、リスク低減化技術、環境負荷低減技術等の開発を強化する。

- (ア) 食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発、食品の安全性にかかる分析・検出技術の高度化・迅速化、リスク低減技術の開発等を実施する。
- (イ) カドミウム、ダイオキシン類、ドリン系農薬等の有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生態系への影響評価、分解・無毒化技術の開発を実施する。
- (ウ) 農業が環境に与える負荷低減を図るため、作物が本来もつ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術を開発する。
- (エ) 食品の安全性を確保するため、以下の各種調査研究等を推進する。
- ① 情報ネットワークやリスクコミュニケーション等、安全管理体制の高度化に関する研究
 - ② 健康食品等の安全性及び有効性の評価
 - ③ BSEに関する研究
 - ④ 遺伝子組換え食品の検知及び安全性評価
 - ⑤ 食品中の微生物のリスク分析手法の導入に必要な研究
 - ⑥ 残留農薬等の食品中化学物質等の安全性に関する研究
 - ⑦ 各種加工食品のHACCP導入に関する研究

また、長期にわたる摂取による健康への影響が懸念される食品中の汚染物質について、各種食品中の濃度分布及び一定期間における各食品別摂取量の調査を実施する。さらに、これらのデータを組み合わせることにより、精密な汚染物質曝露量の推定を行い、必要に応じて、基準の策定、摂食指導等の対策を推進する。

2 食品産業の健全な発展

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るために、食品産業の事業基盤の強化を図りつつ、特に食品製造業と農業の連携を推進するとともに、環境への負荷の低減及び資源の有効利用のために環境対策を総合的に推進する。また、卸売市場の機能・連携強化を図るとともに、食品小売業の活性化等を進め、食品流通の効率化を推進する。

（1）食品産業の事業基盤の強化

中小企業が多く経営基盤がぜい弱であることから、食品産業が食料の供給において果たす役割が十分に発揮されるよう、技術力の向上の促進、中小企業への支援措置の活用等により、その経営体質強化を図る。

ア 製造段階における技術開発の支援

地域における産業ニーズ・技術シーズ（研究開発成果等）を有するものの連携による食品産業分野の共同技術開発のための基盤づくり等に対する支援を行う。

引き続き産学官連携のもとに、以下の取組を支援するとともに、食品流通構造改善促進法に基づき食品の流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資する新技術の研究開発の推進等を図る。

- ① 発酵分野の技術革新による、新機能性食品成分の生産技術、発酵食品の品質・生産性の向上技術等の開発
- ② より高度な食品の安全性評価技術、衛生管理技術の開発
- ③ バイオマーカー（簡易な生物指標）等を活用した食品のもつ効能の科学的な評価、健康維持に効果のある食品の製造技術の開発
- ④ 食品産業における新規分離抽出技術の開発
- ⑤ 食品製造業における国産食材の活用促進のため、国産農産物の加工適性の向上、機能性の解明等にかかる技術の開発

イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

引き続き特定農産加工業者の経営改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく金融・税制上の支援措置を実施する。

ウ 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- (ア) 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るため、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行う。
- (イ) 食品の安定供給、農林水産関連企業の体质強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等の導入促進、新規用途事業等の導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを実施する。
- (ウ) 農林水産関連企業における中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築による事業再編、産業再編を支援するため、産業活力再生特別措置法に基づく金融・税制上の支援措置を実施する。
- (エ) 農林水産関連中小企業の経営革新を支援するため、中小企業経営革新支援法に基づく金融・税制上の支援措置を実施するほか、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、新事業創出促進法に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等を支援する。
- (オ) 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業にかかる分野調整問題について指導等を行う。
- (カ) 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑な推進を図る。
- (キ) 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を推進する。
- (ク) 健康志向型新食品・食品新素材の市場を確立するための国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行う。

エ 外食産業の振興

- (ア) 外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供とともに、外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進する。
- (イ) 外食事業者が国産食材の安定的仕向け先として継続し得る仕組みを明らかにする調査を実施するとともに、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大に向けた支援を行う。

(2) 食品産業と国内農業との連携強化

食品製造業の活性化を推進するため、農業者等との連携や地産地消の実践による高付加価値商品の製品化等を通じた産地ブランドの育成を推進する。また、産学官の参画により、地域の食品企業が実用化に重点をおいた技術開発を行うための環境整備等を重点的に支援する。

(3) 食品流通の構造改革の推進

卸売市場整備の抜本見直し、無線ICタグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））等新技術の活用等により卸売市場流通をはじめとする食品流通の構造改革を推進する。

ア 卸売市場の機能・連携強化等

- (ア) 市場流通の効率化・高度化を図るため、水産物、食肉を扱う市場にあっては大規模増改築等建造物の新築を行う場合に、HACCP的な管理が可能な高機能施設（低温化、外気の遮断等）の整備を推進するとともに、PFIの普及・導入の促進に努める。
- (イ) 中央卸売市場整備計画に基づき、老朽化等が進む中核的市場の大規模再整備や移転新設、機能強化に資する施設の整備を重点的に実施する。
- (ウ) 地方都市における生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保するため、物流機能等の強化を図るとともに、地域の実情に応じた統合整備を推進する。
- (エ) 公設市場において、PFIによる整備の推進及び市場関係者により組織した事業協同組合等が行う市場機能の高度化に資する施設等の整備を推進する。
- (オ) 卸売の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を引き続き実施するとともに、卸売市場における買受の主要な担い手である仲卸業者に対して開設者が実施する再編等の取組について一定の支援を行う。
- (カ) 地域における生鮮食料品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場の開設者と連携または合併して、これらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行う。

イ 食品小売業の活性化

- (ア) 食品に対する消費者ニーズの多様化に対応した食品小売業の経営改善を図るため、必要となる知識、技術等の教育、指導、普及等を実施するとともに、食品小売業が

地域においてその機能を適切に果たすため、人材育成マスター評価システムの開発等を支援する。

- (イ) 消費者の食生活を支え、多様な食品や、その実践的情報（産地、旬、調理法等）を提供するなどの役割を担う食品小売業が、その役割を的確かつ効率的に果たすため、新たなビジネスモデル（業態・経営革新の仕組み）の開発により経営活性化を図るための取組を支援する。
- (ウ) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等の金融機関を通じた長期低利の資金の融通を実施する。

ウ 食品流通の効率化

- (ア) 取引費用の削減等を推進するため、無線ICタグを利用した新しい効率的物流管理手法を確立するためのシステム開発を図るとともに、EDI（電子データ交換）の普及・定着を引き続き推進する。
- (イ) 効率的な食品流通を推進するため、通い容器の規格の統一や効率的な管理回収システムを構築する。
- (ウ) 地方卸売市場流通の再編・効率化を図るため、複数市場連携による物流の最適化システムの開発を支援する。
- (エ) 安全な食品の供給を確保するため、食品の製造及び流通の各段階にわたる巡回点検指導、価格需給動向の予察、価格高騰時の巡回調査等の対策を行う。
- (オ) 東京と海外主要都市における食料品の小売価格の実態調査を実施するとともに、生産・流通・消費の各段階において内外価格差を生じさせているコスト要因の構造を分析することによって、内外価格差の是正・縮小のための方策を構築する。

(4) 環境問題への積極的対応

食品産業等の事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効利用を図るために、食品廃棄物等の発生の抑制、肥料及び飼料等へのリサイクル等の促進、容器包装廃棄物のリサイクルの促進等、食品産業における環境問題に対する積極的対応を促進する。

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクルの実施を促進する。

- (ア) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法に関する講習会の開催、パンフレットの作成・配布等により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、再生利用等の手法に関する調査を行う。
- (イ) 先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行い、リサイクルの成果の実証・波及を図る。
- (ウ) 家庭から発生する廃食用油の不適正な処理により海・湖沼等を汚染しないよう効率的な回収システムを構築するとともに、消費者に対し食用油の適切な利用法等を普及・啓発する。
- (エ) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的

利用法を把握するための検討会や、消費者のリサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動を支援するとともに、外食事業者との情報交換を行うための体制整備を支援する。

- (オ) 外食店舗における食品残さの高度利用を促進するため、一次処理物の利用拡大の検討及び店舗型リサイクルシステムの構築等を推進する。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 容器包装廃棄物の減量及び資源の有効な利用を目的とする容器包装リサイクル法において、対象事業者が大幅に増加しているなか、制度の公平性・透明性を確保するため、特定事業者情報を整備するなど、フリーライダー（再商品化の義務がありながら、その義務を果たさない事業者）に対する義務履行の促進等の対策を実施する。
- (イ) 容器包装リサイクル制度について一層の促進を図るため、講習会の開催等による普及・啓発活動に対する支援を行う。また、特定事業者が再商品化義務量を算定するために主務大臣が毎年度定める量・比率の基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査を実施する。

ウ その他環境対策の総合的推進

- (ア) 公害防止等を確保するための情報提供、及び公害防止管理者等認定講習会の開催を行う。
- (イ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO₂（二酸化炭素）等の排出抑制等環境自主行動計画の策定及び円滑な実施を支援するとともに、追跡調査を実施する。

3 農産物の輸出入に関する施策

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

- (ア) 輸入の増加による国内の農林水産業に対する影響を監視するため、必要な情報を常時収集する。なお、輸入農産物の増加によってこれと競合関係にある国産農産物の生産に重大な損害を与え、または与えるおそれがある場合において緊急に必要があるときは、セーフガードの発動その他必要な施策を実施する。
- (イ) 小麦・大麦の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換等に努める。

(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

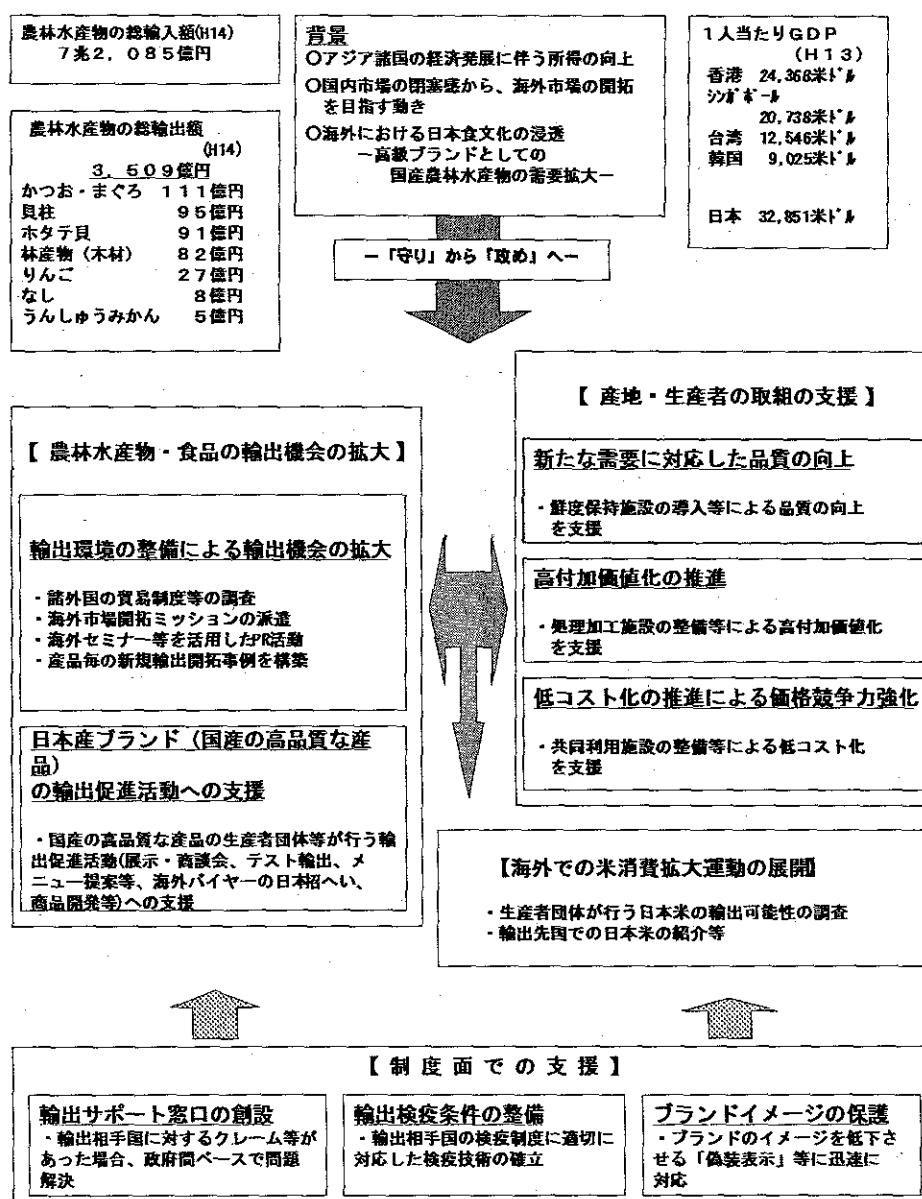
- (ア) 我が国の農林水産物・食品に関する主要輸出先国の現地情報や貿易制度等の基礎的な情報を収集するとともに、それらの情報を地方農政局等やホームページ等を通じて生産団体等に提供する。また、生産者等の輸出を支援するための農林水産物・食品輸出促進セミナーを開催する。
- (イ) 海外市場開拓ミッションの派遣、海外セミナー等を活用した国産農林水産物・食品広報活動等を実施する。
- (ウ) 国産の高品質な農産物の生産者団体等が行う展示・商談会等の輸出促進活動を都道府県等で支援する。

府県を通じて支援する。

- (エ) 海外を含む販売先の情報を踏まえ、様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた、高品質化・高付加価値化・低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援する。
- (オ) 国産農林水産物・食品の輸出を阻害する外国の制度やその運用状況を把握し、これを是正する取組を強化する。
- (カ) 売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとかかわりをもたせた形での日本米の紹介等の販売促進活動を支援する。

農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立

—「守り」から「攻め」へ—



(3) 適切な備蓄の実施

ア 米

政府備蓄について、「備蓄運営研究会報告」（平成13年12月）に基づき、100万トン程度を適正備蓄水準として運営する。

また、需要に見合った売れる米づくりを推進する観点から、入札を基本とする買入れ・売渡しを実施する。

イ 麦

食糧用麦の備蓄について、通常の需給操作と不測の事態における対応ができるよう現行の在庫保有水準（外国産食糧用小麦の国内需要の2.6か月相当分）を基本として、在庫保有の官民分担関係の適正化、在庫水準の弾力的運用を図りつつ、適正かつ効率的な運営を実施する。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆の備蓄（16年度4.7万トン）を実施する。

エ 飼料穀物

飼料穀物の備蓄については、近年、配合飼料主原料であるとうもろこし・こうりやんの需要量が減少傾向で推移していること等を踏まえて備蓄水準を見直し、とうもろこし・こうりやんについては、16年度当初に5万トン削減して60万トンの備蓄を実施する。

また、飼料用大麦については、ミニマム・アクセス米とあわせて35万トンの備蓄を実施する。

(4) 動物検疫及び植物検疫対策の推進

ア 動物検疫

家畜防疫官を適切に配置するなど検査体制の整備・強化に努め、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延防止に万全を期す。

イ 植物検疫

植物防疫法に基づき、海外からの病害虫の侵入とそのまん延を防止するとともに、海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、植物検疫体制を引き続き強化する。

4 不測時における食料安全保障

食料供給に影響を及ぼすおそれのある様々な不測の事態に的確に対処するため、不測時の食料安全保障マニュアルに基づく食料供給対策を円滑に実施するための具体的な対応策の検証、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・発信のための体制強化等を実施する。

(1) 不測の事態において実施すべき施策の整備

不測時においても食料の供給を確保するため、不測時の食料安全保障マニュアルに基づく食料の増産や価格・流通の安定等の対策（緊急増産・生産転換、輸入の確保等）を検証

し、具体的な実施手順等について適宜更新を行う。

(2) 食料安全保障上重要な品目の需給動向等の分析・公表

食料安全保障上重要と考えられる品目について、主要輸入先国における生産・流通状況、我が国における在庫・輸入状況及び国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・提供体制の強化に努める。

5 国際協力の推進

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食料援助を行うなど、国際協力の推進に努める。

さらに、政府開発援助（ODA）については、開発途上国の援助需要や経済社会状況等を総合的に判断するとともに、我が国的重要な政策との連携を図ることも重要である。このため、農業に関する我が国の政策に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつ効果的・効率的な活用に努める。

(1) 食料・農業分野における技術・資金協力

- (ア) 現在我が国的主要被援助国を対象として順次策定が進められている「国別援助計画」を策定する際には、当該国の開発ニーズを総合的に検討するなかで、食料・農業分野の国際協力のあり方等についても十分検討する。
- (イ) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発途上国からの要請に応じ、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れ、これらを柔軟に組み合わせて行う技術協力プロジェクト、海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、専門家の養成・確保を図る。
- また、独立行政法人緑資源機構を通じて、JICAが実施する持続可能な農業開発や農民参加型の村づくりにかかる技術協力等に必要な情報の収集・整備を実施する。
- (ウ) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与、一般・水産無償資金協力、食糧援助規約に基づく食糧援助（KR）、及び食糧増産援助（2KR）を行うほか、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じた協力をを行う。
- (エ) 開発途上国の飢餓・貧困の解消に積極的に取り組むとともに、砂漠化の防止等持続可能な農業の開発を推進する。
- ① 持続可能な農業生産等を目的としたフード・フォー・ワーク（住民参加型農村開発事業）を行い、アフリカの飢餓・貧困の解決を推進する。
- ② 東アフリカにおいて、地域資源を利活用した砂漠化防止対策技術を確立することにより、持続可能な農業農村開発を推進し、飢餓・貧困の解決を支援する。

(オ) FAOに対し準専門家等を引き続き派遣するとともに、国際農業研究協議グループ（CGIAR）傘下の研究機関等との共同研究やアジア生産性機構（APO）が行う農業生産性の向上に関する講習会の開催等に対する協力を引き続き推進する。

(2) 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

- (ア) 近年の不安定な国際穀物需給状況のもとで、既存の援助枠組みでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行う。
- (イ) 東アジア地域における食料安全保障強化の観点に立った、東アジア米備蓄システムの形成に向けたパイロット・プロジェクトに対し、国際備蓄構想を実現するための具体的取組の第一歩として、以下の取組において積極的に貢献する。
- ① 食料・農業分野における技術・資金協力
 - ② 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

(3) 国際コメ年への対応

平成14年12月の第57回国連総会において、我が国をはじめとする44か国の共同提案により、「2004年を国際コメ年として宣言する」ことが決議され、世界各国が連携してコメの重要性をアピールすることとなった。これを受け、コメ・水田・稲作が日本・日本人に果してきた役割や食料安全保障におけるコメの重要性についての認識を深めるための取組を実施する。